

第4期愛知県高齢者保健福祉計画（平成21年3月策定）の概要

（介護保険事業支援計画・老人福祉計画）

1 策定の趣旨

県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、保健福祉サービスの目標量や提供体制の在り方等を示す計画。

本計画は、平成18年3月に策定した第3期計画（計画期間：H18～20年度）の後継計画（計画期間：H21～23年度）であり、第3期の評価の上に必要の見直しを行ったもの。

2 基本的考え方

(1) 基本理念

「高齢者の自立と自己実現を支える保健福祉」

高齢者が、住み慣れた家庭や地域において、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現を目指す。

(2) 基本的考え方

「愛知県地域ケア体制整備構想」（平成19年度策定）において掲げた「介護や医療が必要となっても、できる限り家庭や地域で生活を希望する高齢者に応えられる体制」の実現に取り組む。

3 主な施策

(1) 介護サービス

○ 居宅サービス

要介護度にかかわらず、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるよう、多様な事業者の参入の促進等を図り、目標とする利用見込み量の確保に努める。

【主な居宅サービスの目標】

項目	現状 (20年度見込)	平成23年度目標 (利用見込み量)	事業内容
訪問介護 (ホームヘルプ)	(年間延べ回数) 4,805,895回	(年間延べ回数) 5,790,065回	居宅において、介護や日常生活上の世話を行う。
通所介護 (デイサービス)	4,871,544回	5,848,425回	デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	1,665,348回	2,102,206回	介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所させ、介護や日常生活上の世話等を行う。

○ 施設サービス

真に施設サービスが必要な者が必要な時に利用できるよう老人福祉圏域（11圏域）ごとに、計画的な整備を進める。

【主な施設サービスの目標】

項目	現状 (20年度末見込)	平成23年度 までの目標	事業内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(入所定員数) 18,373人	(入所定員数) 20,184人	常に介護が必要で自宅での生活が困難な者に介護等の世話を行う施設。
介護老人保健施設	16,045人	17,256人	病状が安定している者が、看護や介護等のサービスを利用できる施設。
特定施設入居者生活介護	5,860人	7,414人	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等の特定施設。

○ 介護保険料

第4期計画期間における県内市町村の平均保険料：3,941円（月額）

第3期計画期間の平均保険料（3,993円）から52円（1.3%）の減額となった。

【前期と比べて減額となった理由】

平成21年度からの介護報酬改定で、プラス3.0%とし、介護従事者の処遇改善を図ることとされたが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、「平成21年度は介護報酬改定による上昇分の全額」を、「平成22年度は介護報酬改定による上昇分の半額」を国費で負担し、保険料が軽減されることとなった。（軽減前の平均保険料額：3,996円）

(2) 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症となっても安心して暮らせる地域づくりを進めるため、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーターの養成」、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」、「電話相談事業」などを実施する。

区 分	現状（20年12月10日）	平成23年度までの目標
認知症サポーター	32,341人	60,000人
かかりつけ医研修修了者	578人	1,300人

(3) 在宅医療

- 患者の求めに応じて往診する在宅療養支援診療所を中心に、かかりつけ医や訪問看護ステーション等の医療連携を図る。
- かかりつけ医など地域における第一線の医療機関を支援する地域医療支援病院については、二次医療圏（老人福祉圏域）に1か所以上の整備に努める。
- 在宅患者の多様なニーズに対応するため、医療保険あるいは介護保険による訪問看護など在宅患者の状況にあった在宅サービスを実施できるよう、保健・医療・福祉の連携による地域の在宅療養支援システム等の推進に努める。

(4) 見守りサービスの提供体制の整備

- 市町村における高齢者見守りネットワークの実施状況等を調査・分析し、情報提供するとともに、地域におけるネットワークづくりの重要性についての普及啓発を行う。
- 地域の実情に応じて、緊急通報システムや配食サービスなどの訪問サービスを活用した安否確認、民生・児童委員や老人クラブなどによる友愛訪問、生活相談、その他様々な見守りサービスが、市町村やNPO・ボランティアなど多様な実施主体により提供されるよう支援する。
- 介護支援専門員（ケアマネージャー）が、高齢者のうつ病や精神的不調などに早期に気づき、見守りや専門的な相談へとつなぐ役割を担えるよう、資質の向上を図る。

(5) 高齢者住宅の整備

- 生活援助員による福祉サービスが受けられる公営住宅であるシルバーハウジングの整備を進める。
- 民間の賃貸住宅について、バリアフリー化がなされ、緊急通報装置等により安否確認サービスを提供できる高齢者向け賃貸住宅の供給を推進する。